(内閣委員会)

原 子 ,力委 員 会設 置 法 \mathcal{O} __ 部 を 改 Ē す る法 律 案 へ 閣 法 第七 九号) (衆議 院送付) 要旨

本法 律 案 は、 原 子 力を \otimes ぐる環 境 \mathcal{O} 変 化 に 鑑 み、 原 子 力委 員 会 \mathcal{O} 所 掌 事 務 を 見 直 すほ カゝ 原子 力委員 会の

委 員 0) 定 数 \mathcal{O} 削 減 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 じようとす るも 0) で あ ý , そ 0) 主 な 内 容 は 次 0) لح お ŋ で あ $\dot{\tilde{z}}_{\circ}$

、所掌事務

1 原 子 力 委 員 会) 以 下 「 委 員 会 とい 、 う。) 0) 所 掌 · 事 務 カゝ ら、 次に 撂 げ る 規 定 を 削 除 する。

1

関

係

行

政

機

関

 \mathcal{O}

原

子

力

利

用

に

関

す

る

経

費

 \mathcal{O}

見

積

り

及

び

配

分

計

画

に

関

すること。

口 核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 に 関 す る 規 制 に 関 す ること。

ハ 原 子 力 利 用 に 関 す る 試 験 及 び 研 究 \mathcal{O} 助 成 に 関 すること。

= 原子 力 利 用 に 関 す る 研 究 者 及 び 技 術 者 \mathcal{O} 養 成 及 び 訓 練 (大学における教授及び 研究に係るものを除

く。) に関すること。

ホ 原子力利用に関する統計の作成に関すること。

2 委員 会の 所掌事務として、 法 律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき委員会に属させられた事務 を

追加する。

二、組織

1 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2 委員のうち一人は、非常勤とすることができる。

会

議

1 委 員 会は、 委 員 長 及び 委 員一 人以上の 委 員 \mathcal{O} 出 席 が な け れ ば、 会 議 を開 き、 議決することができな *ر* را ه

委 員 会 \mathcal{O} 議 事 は、 出 席 L た 委 員 長 及 び 委員 のうち、 二人以 上 0) 賛 成 をもってこれ を決する。

四、その他

2

1 ۲ \mathcal{O} 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 起 算 L 7 六 月を超 えなな **,** \ 範 囲 内 に お **\ て 政 令 · で 定 め る 日 か ら施 行 ける。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 日 \mathcal{O} 前 日 に 委 員 会の 委 員 長 及 び 委員 で あ る 者 0 任 期 は、 そ 0) 日 に 満 了す る。

3 ۲ \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 最 初 に 任 命される委員 会 0 委員 \mathcal{O} 任 期 は、 内 閣 総 理 大 臣 0 指定するところにより、

二人のうち、一人は一年六月、一人は三年とする。